

## 処遇改善加算に関する具体的な取り組みについて

令和元（2019）年 10 月の消費税率引き上げに伴う福祉・介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算算定を行っております。

- A. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、

- ① 2020 年度からの算定要件で
- ② 福祉サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

### 職場環境要件項目

入職促進 に向けた 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> </ul>
資質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の確保</li> </ul>
両立支援 多様な働 き方の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員のやる気や職業意識の向上につながる役割分担の明確化</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</li></ul>